掛川市条例第18号	-
-----------	---

掛川市特定個人情報の特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月2日

掛川市長

(別紙)

掛川市特定個人情報の特例を定める条例の一部を改正する条例

掛川市特定個人情報の特例を定める条例(平成27年掛川市条例第34号)の一部を次のように改正する。 次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあって は「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分 に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

読み替える

改 前

改 正 後

(情報提供等記録についての特例)

読み替えら

第7条 実施機関が保有し、又は保有しようと する情報提供等記録に関しては、個人情報保 護条例第5条、第8条、第8条の2、第3章 第3節及び第26条の15第1項の規定は適用し ないものとし、個人情報保護条例の他の規定 の適用については、次の表の左欄に掲げる個 人情報保護条例の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えら

れる個人情 れる字句 字句 報保護条例 の規定 (略) 第26条の5 当該保有個 総務大臣及 人情報の提 び番号法第 供先 19条第7号 に規定する 情報照会者 又は情報提 供者(当該 訂正に係る 番号法第23 条第1項及 び第2項に 規定する記 録に記録さ

(情報提供等記録についての特例)

第7条 実施機関が保有し、又は保有しようと する情報提供等記録に関しては、個人情報保 護条例第5条、第8条、第8条の2、第3章 第3節及び第26条の15第1項の規定は適用し ないものとし、個人情報保護条例の他の規定 の適用については、次の表の左欄に掲げる個 人情報保護条例の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えら	読み替えら	読み替える
れる個人情	れる字句	字句
報保護条例		
の規定		
(略)		
第26条の 5	当該保有個	内閣総理大
	人情報の提	<u>臣</u> 及び番号
	供先	法 <u>第19条第</u>
		<u>8号</u> に規定
		する情報照
		会者又は情
		報提供者
		(当該訂正
		に係る番号
		法第23条第
		1項及び第
		2項に規定
		する記録に

れた者であ		記録された
って、当該		者であっ
実施機関の		て、当該実
長以外のも		施機関の長
のに限る。)		以外のもの
		に限る。)
 	<u> </u>	

附則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。